

# 職業紹介事業 新規・更新・廃止届出書 (様式第1号・3号・6号・7号) — 記載例及び注意点 —

## ◇内容

### (1) 新規申請及び許可更新について

- ① A職業紹介事業許可申請書(様式第1号)  
B職業紹介事業許可有効期間更新申請書(様式第1号)
- ② 特別の法人無料職業紹介事業届出書(様式第1号の2) ※外国人技能実習生含む
- ③ 職業紹介事業計画書(様式第2号) ※外国人技能実習生含む

### (2) 上限制手数料について

- ④ 手数料表(様式例第2号)

### (3) 届出制手数料について

- ⑤ 届出制手数料(変更)届出書(様式第3号)
- ⑥ 手数料表(様式例第3号- 1・一般登録型)
- ⑦ 手数料表(様式例第3号- 2・サーチ/スカウト型)
- ⑧ 手数料表(様式例第3号- 3・再就職支援型)
- ⑨ 手数料表受付手数料併用型(様式例第3号- 1・一般登録型)
- ⑩ 手数料表受付手数料併用型(様式例第3号- 2・サーチ/スカウト型)
- ⑪ 手数料表受付手数料併用型(様式例第3号- 3・再就職支援型)
- ⑫ 職業紹介事業取扱職種範囲等届出書(様式第6号) ※外国人技能実習生含む

### (4) 廃止

- ⑬ 職業紹介事業廃止届出書(様式第7号)

## ◇提出期限

### (1) 新規申請及び許可更新

- ① 新規許可申請から許可証受領まで概ね2～3ヶ月の時間を要します。
- ② 労働者派遣事業主が職業紹介事業を新規許可申請を行う場合又は労働者派遣事業と職業紹介事業を同時申請する場合は、一定の書類を省略できます。
- ③ 新規許可申請の際は、職業紹介事業取扱職種範囲等届出書(様式6号)に所定の事項(地域、取扱職種、その他)を記載し提出しなければなりません。
- ④ 許可の有効期間の更新手続きについては、3ヶ月前までに提出しなければなりません。

### (2) 廃止(様式第7号)

- 職業紹介事業を廃止した場合には、その廃止の日の翌日から起算して10日以内に廃止届出書を提出しなければなりません。
- なお、廃止届出書の提出の際には、許可証、許可条件通知書の返却及び廃止日迄の事業報告書も提出しなければなりません。



# 職業紹介事業 許可・更新・廃止手続書類一覧 (法人用)

区分	必要部数	新規許可・届出				有効期間更新		事業廃止届出		
		許可制		届出制 特別の法人	許可制					
		有料	無料		有料	無料				
提出書類、添付書類及び確認書類	原 本	コ ピー								
①様式第1号(1面、2面)【職業紹介事業(許可・許可有効期間)申請書】	1	2	○	○			○	○		
②様式第1号の2(1面、2面)【特別の法人無料職業紹介事業届出書】	1	2				○				
③様式2号(表面)【職業紹介事業計画書】	1	2	◎	◎		◎	◎	◎		
上制限 届出制 又は 届出制を 選択 ④様式例第2号【上制限手数料表(受付手数料併用型)】	1	2	◎							
⑤様式3号(表面)【届出制手数料届出書】	1	2	◎							
併用型 ⑥様式例第3号-1【一般登録型】	1	2	◎							
	併用型 ⑦様式例第3号-2【サーチ/スカウト型】	1	2	◎						
		併用型 ⑧様式例第3号-3【再就職支援型】	1	2	◎					
			併用型 ⑨様式例第3号-1【一般登録型(受付手数料併用)】	1	2	◎				
				併用型 ⑩様式例第3号-2【サーチ/スカウト型(受付手数料併用)】	1	2	◎			
併用型 ⑪様式例第3号-3【再就職支援型(受付手数料併用)】	1	2	◎							
⑫様式6号(1面、2面)【職業紹介事業取扱職種範囲等届出書】	1	2	◎	◎		◎				
⑬様式第7号(表面)【廃止届出書】	1	2						○		
添付書類及び確認書類	①定款又は寄附行為 ※「原本証明」及び目的欄に派遣禁止業務の文言がある場合は「誓約書」が必要	0	2	○	○	◆	○	△	△	
	②登記事項証明書 ※代表以外の役員を登記していない場合は、別途「役員名簿」等を添付	1	1	○	○	◆	○	△	△	
	③役員の本籍地入り住民票 ※マイナンバーが記載されていないもの	1	1	○	○	◆		△	△	
	④役員の履歴書	1	1	○	○	◆		△	△	
	⑤役員が他に経営している事業内容が分かる資料(登記事項証明書、ホームページ画面印刷等)	0	2	○	○					
	⑥個人情報適正管理規程	0	2	◎	◎		◎	△	△	
	⑦業務の運営に関する規程	0	2	◎	◎		◎	△	△	
	⑧貸借対照表及び損益計算書	0	2	○	○	◆		○	○	
	⑨株主資本等変動計算書等	0	2	○	○	◆		○	○	
	⑩法人税の確定申告書の写し(別表1、別表4) ※税務署の受付印のあるもの	0	2	○	○	◆		○	○	
	⑪法人税の納税証明書((その2所得金額用))	1	1	○	○	◆		○	○	
	⑫事務所の使用権を証するもの(不動産登記事項証明書等)	1	1	◎	◎		◎			
	⑬事務所の使用権を証するもの(賃貸借契約書、転貸借契約書、使用貸借契約書等)	0	2	◎	◎					
	⑭事務所レイアウト図	0	2	◎	◎		◎			
	⑮職業紹介責任者の本籍地入り住民票(注3) ※マイナンバーが記載されていないもの	1	1	◎	◎					
	⑯職業紹介責任者の履歴書(注3)	1	1	◎	◎					
	⑰職業紹介責任者講習受講証明書	0	2	◎	◎		◎	◎	◎	
	⑱組合員名簿 ※組合組織のみ	0	2	○	○		○			
	⑲組合員の法人登記簿等(事業内容が分かるもの) ※組合組織のみ	0	2	○	○					
	能外 実習 生技 ⑳相手国の法令原文及び日本語訳	0	2	○	○		○			
㉑送り出し機関との契約書写及び日本語訳		0	2	○	○		○			
㉒送り出し機関として認定を受けた許可証写及び日本語訳		0	2	○	○		○			
その他	①印紙(50,000円+18,000円×(事業所数-1))	-	-	◎						
	②印紙(18,000円×事業所数)	-	-				◎			
	③登録免許税(90,000円)に係る領収証書	-	-	○						
	④様式第8号又は様式第8号-2又は様式第8号-3	1	2						◎	
	⑤許可証及び許可条件通知書(特別の法人は除く) ※許可制のみ	1	0						◎	

(注1)○印は提出が必要なもの、◎印はすべての事業所ごとに提出が必要なもの、◆印は省略ができるもの(注2参照)、△印は当該書類に変更が加えられた場合にのみ提出を要するものです。

(注2)労働者派遣事業主が職業紹介事業の許可申請を行う場合、又は労働者派遣事業と職業紹介事業を同時申請を行う場合には、一定の書類を省略することができます。

(注3)役員(代表含む)が、職業紹介責任者(選任要件あり)を兼ねる場合、その者の住民票及び履歴書は省略することができます。

(注4)特別の法人無料職業紹介事業者(特別の法人)は、住民票及び履歴書の提出は不要です(平成29年4月1日改正)。

(注5)状況により上記以外の資料の提出をお願いする場合があります。

# 職業紹介事業 許可・更新・廃止手続書類一覧 (個人用)

区分	提出書類	必要部数	新規許可・届出				有効期間更新		事業廃止届出	
			許可制		届出制 特別の法人	許可制				
			有料	無料		有料	無料			
原	コ									
	提出書類、添付書類及び確認書類									
提出書類	①様式第1号(1面、2面)【職業紹介事業(許可・許可有効期間)申請書】	1	2	○	○			○	○	
	②様式第1号の2(1面、2面)【特別の法人無料職業紹介事業届出書】	1	2							
	③様式2号(表面)【職業紹介事業計画書】	1	2	◎	◎			◎	◎	
	上 限 制 届 出 制 又 は 届 出 制 を 選 択 ④様式例第2号【上限制手数料表(受付手数料併用型)】	1	2	◎						
	上 限 制 届 出 制 又 は 届 出 制 を 選 択 ⑤様式3号(表面)【届出制手数料届出書】	1	2	◎						
	併 用 型 ⑥様式例第3号-1【一般登録型】	1	2	◎						
		併 用 型 ⑦様式例第3号-2【サーチ/スカウト型】	1	2	◎					
			併 用 型 ⑧様式例第3号-3【再就職支援型】	1	2	◎				
		併 用 型 ⑨様式例第3号-1【一般登録型(受付手数料併用)】	1	2	◎					
			併 用 型 ⑩様式例第3号-2【サーチ/スカウト型(受付手数料併用)】	1	2	◎				
	併 用 型 ⑪様式例第3号-3【再就職支援型(受付手数料併用)】	1		2	◎					
		⑫様式6号(1面、2面)【職業紹介事業取扱職種範囲等届出書】	1	2	◎	◎				
	⑬様式第7号(表面)【廃止届出書】	1	2						○	
添 付 書 類	①代表者の本籍地入り住民票 ※マイナンバーが記載されていないもの	1	1	○	○	◆				
	②代表者の履歴書	1	1	○	○	◆				
	③個人情報適正管理規程	0	2	◎	◎			△	△	
	④業務の運営に関する規程	0	2	◎	◎			△	△	
	A 又 は B の い ず れ か を 選 択 ⑤貸借対照表及び損益計算書	0	2	○	○	◆		○	○	
		A 又 は B の い ず れ か を 選 択 ⑥所得税の確定申告書の写し(第1表) ※税務署の受付印のあるもの	0	2	○	○	◆		○	○
			B ⑦所得税の納税証明書(その2所得金額用)	1	1	○	○	◆		○
		B ⑧預金残高証明書(資産)		1	1	○	○	◆		
	B ⑤所得税の確定申告書の写し(第1表) ※税務署の受付印のあるもの		0	2	○	○	◆		○	○
		B ⑥所得税の納税証明書(その2所得金額用)	1	1	○	○	◆		○	○
			B ⑦預金残高証明書(資産)	1	1	○	○	◆		○
		B ⑧不動産の登記事項証明書(資産)		1	1	○	○	◆		○
	B ⑨固定資産税評価額証明書(資産)		1	1	○	○	◆		○	○
		B ⑩銀行借入金残高証明書(負債)	1	1	○	○	◆		○	○
	⑪所有 事務所の使用権を証するもの(不動産登記事項証明書等)		1	1						
		⑪賃貸 事務所の使用権を証するもの(賃貸借契約書、転貸借契約書、使用貸借契約書等)	0	2	◎	◎				
	⑫事務所レイアウト図	0	2	◎	◎					
	⑬職業紹介責任者の本籍地入り住民票(注3) ※マイナンバーが記載されていないもの	1	1	◎	◎					
	⑭職業紹介責任者の履歴書(注3)	1	1	◎	◎					
	⑮職業紹介責任者講習受講証明書	0	2	◎	◎			◎	◎	
⑯組合員名簿	-	-								
⑰組合員の法人登記簿等で事業内容が分かるもの	-	-								
能 外 美 国 習 人 生 技 ⑱相手国の法令原文及び日本語訳	-	-								
	能 外 美 国 習 人 生 技 ⑲送り出し機関との契約書写及び日本語訳	-	-							
		能 外 美 国 習 人 生 技 ⑳送り出し機関として認定を受けた許可証写・日本語訳	-	-						
そ の 他	①印紙(50,000円+18,000円×(事業所数-1))	-	-	◎						
	②印紙(18,000円×事業所数)	-	-				◎			
	③登録免許税(90,000円)に係る領収証書	-	-	○						
	④様式第8号又は様式第8号-2又は様式第8号-3	1	2						◎	
	⑤許可証及び許可条件通知書(特別の法人は除く) ※許可制のみ	1	0						◎	

(注1)○印は提出が必要なもの、◎印はすべての事業所ごとに提出が必要なもの、◆印は省略ができるもの(注2参照)、△印は当該書類に変更が加えられた場合にのみ提出を要するものです。

(注2)労働者派遣事業主が職業紹介事業の許可申請を行う場合、又は労働者派遣事業と職業紹介事業を同時申請を行う場合には、一定の書類を省略することができます。

(注3)代表者が、職業紹介責任者(選任要件あり)を兼ねる場合、その者の住民票及び履歴書は省略することができます。

(注4)状況により上記以外の資料の提出をお願いする場合があります。